

【定期性総合口座取引規定】

1. 【総合口座取引】

(1) 次の各取引は、定期性総合口座取引として利用すること(以下「この取引」といいます。)ができます。

①普通預金

②期日指定定期預金、自由金利型定期預金M型、変動金利定期預金、規制金利定期預金(以下これらを「定期預金」といいます。)

③定期積金(以下②、③を総称して「預積金」といいます。)

④第②号第③号の預積金を担保とする当座貸越

(2) 普通預金については、単独で利用することができます。

(3) 第1項第1号から第3号までの各取引については、この規定の定めによるほか、当金庫の当該各取引の規定により取扱います。

2. 【取扱店の範囲】

(1) 普通預金は、当店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻し(当座貸越を利用した普通預金の払戻しを含みます。)ができます。ただし、当店以外での払戻しは、あらかじめ当店で、通帳所定欄に押印された印影と届出の印鑑との照合手続きを受けたものにかぎります。

(2) 期日指定定期預金、自由金利型定期預金M型および変動金利定期預金の預入れは1口10,000円以上(ただし、中間利息定期預金の預入れの場合を除きます。)とし、定期預金の預入れ、解約または書替継続は本店のみで取扱います。

3. 【振込金の受入れ】

(1) この預金口座には、為替による振込金を受入れます。

(2) この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金通知を取消します。

4. 【証券類の受入れ】

(1) 普通預金、定期預金、自由金利型定期預金(M型)、変動金利定期預金、定期積金には、現金のほか手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下「証券類」という。)も受入れます。

(2) 手形要件(とくに振出日、受取人)、小切手要件(とくに振出日)の白地はあらかじめ補充してください。当金庫は白地を補充する義務を負いません。

(3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。

(4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。

(5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭掲示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

5. 【定期預金の自動継続】

(1) 定期預金は、満期日に前回と同一の期間の預金に自動的に継続します。ただし、期日指定定期預金は、通帳の定期預金・担保明細欄記載の最長預入期限に期日指定定期預金に自動的に継続します。

(2) 継続された預金についても前項と同様とします。

(3) 継続を停止するときは、満期日(継続をしたときはその満期日)までにその旨を当店に申出てください。ただし、期日指定定期預金については、最長預入期限(継続をしたときはその最長預入期限)までにその旨を当店に申出てください。

6. 【預積金の払戻し等】

- (1) 普通預金の払戻しまたはこの預積金を解約、この取引以外の定期預金への書替継続をするときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章(または暗証)により記名押印(または暗証記入)して、この通帳または定期積金証書とともに提出してください。
- (2) 前項に定める記名押印は、個人である預金者本人による手続きの場合に限り、当金庫が認めたときは、本人の署名によってこれに替えることができます。
- (3) 前1項の解約または書替継続の手續に加え、当該預金の解約または書替継続の手續を行うことについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手續を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続の手續を行いません。
- (4) 普通預金から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当金庫所定の手續をしてください。
- (5) 普通預金から同日に数件の支払いをする場合に、その総額が払戻すことができる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。)を超えるときは、そのいずれかを支払うかは当金庫の任意とします。

7. 【預金利息の支払い】

- (1) 普通預金の利息は、毎年3月と9月の当金庫所定の日に、普通預金に組入れます。
- (2) 定期預金の利息は、元金に組入れる場合および中間払利息を中間利息定期預金とする場合を除き、その利払日に普通預金に入金します。現金で受取ることはできません。

8. 【当座貸越】

- (1) 普通預金について、その残高を超えて払戻しの請求または各種料金等の自動支払いの請求があった場合には、当金庫はこの取引の預積金を担保に不足額を当座貸越として自動的に貸出し、普通預金へ入金のうち払戻しまたは自動支払いします。ただし、当座貸越金をもって定期積金の掛金払込みは自動支払いいたしません。
- (2) 前項による当座貸越の限度額(以下「極度額」といいます。)は、この取引の預積金残高の合計額の90%(1円未満は切捨てます。)または200万円のうちいずれか少ない金額とします。極度額はこの通帳の総合口座預金積金お預り状況欄に表示します。
- (3) 第1項による貸越金の残高がある場合には、普通預金に受入れまたは振込まれた資金(受入れた証券類の金額は決済されるまでこの資金から除きます。)は貸越金残高に達するまで自動的に返済にあてます。なお、貸越金の利率に差異がある場合には、後記第10条第1項第1号の貸越利率の高い順にその返済にあてます。

9. 【貸越金の担保】

- (1) この取引に預積金があるときは、第2項の順序に従い、その合計額について223万円を限度に貸越金の担保として質権を設定します。なお、定期積金に対する質権設定手続きは当金庫所定の方法によるものとします。
- (2) この取引に預積金があるときは、後記第10条第1項第1号の貸越利率の低いものから順次担保とします。なお、貸越利率が同一となる預積金が数口ある場合には、預入日(継続をしたときはその継続日)の早い順序に従い担保とします。
- (3) ① 貸越金の担保となっている預積金について解約または(仮)差押があった場合には、前条第2項により算出される金額については、解約された預金の金額または(仮)差押にかかる預金の全額を除外することとし、前各項と同様の方法により貸越金の担保とします。
② 前号の場合、貸越金が新極度額をこえることとなるときは、直ちに新極度額をこえる金額を支払ってください。この支払いがあるまで前号の(仮)差押にかかる担保権は引続き存続するものとします。

10.【貸越金利息等】

- (1)①貸越金の利息は、付利単位を1円とし、毎年3月と9月の当金庫所定の日、1年を365日として日割計算のうえ普通預金から引落としまたは貸越元金に組入れます。この場合の貸越利率は、次のとおりとします。
 - A 期日指定定期預金を貸越金の担保とする場合
その期日指定定期預金ごとにその「2年以上」の利率に年0.50%を加えた利率
 - B 自由金利型定期預金M型を貸越金の担保とする場合
その自由金利型定期預金M型ごとにその約定利率に年0.50%を加えた利率
 - C 変動金利定期預金を貸越金の担保とする場合
その変動金利定期預金ごとにその約定利率に年0.50%を加えた利率
 - D 規制金利定期預金を貸越金の担保とする場合
その規制金利定期預金ごとにその約定利率に年0.25%を加えた利率
 - E 定期積金を貸越金の担保とする場合
その定期積金ごとにその約定利率に年0.70%を加えた利率
 - ②前号の組入れにより極度額を超える場合には、当金庫からの請求がありしだい直ちに極度額をこえる金額を支払ってください。
 - ③この取引の預積金の全額の解約により、預積金のいずれの残高も0となった場合には、第1号にかかわらず貸越金の利息を同時に支払ってください。
- (2)貸越利率については、金融情勢の変化により変更することがあります。この場合の新利率の適用は当金庫が定めた日からとします。
 - (3)当金庫に対する債務を履行しなかった場合の損害金の割合は、年18.25%(年365日の日割計算)とします。

11.【届出事項の変更、通帳の再発行等】

- (1)この通帳や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。
- (2)前項の印章、名称、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当金庫に過失がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。
- (3)この通帳または印章を失った場合の普通預金の払戻し、解約、定期預金の元利金および定期積金の給付契約金の支払い、または通帳の再発行は、当金庫所定の手続きをした後に行います。
この場合、再発行手数料を申し受け、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (4)届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

12.【成年後見人等の届出】

- (1)家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・補佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2)家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。
- (3)すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (4)前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (5)前4項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

13.【印鑑照合等】

この取引において払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、第6条2項に基づき届出の印章の押印を受けなかった場合においても、本人確認書類の提示を受けることにより、相当の注意をもって払戻請求者が預金者本人であることを確認したうえで、払戻請求者が提出した払戻請求書によって本人による請求に相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

なお、預金者は盗取された証書を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

14.【盗難通帳を用いた解約または書替継続による払戻し等】

- (1) 盗取された通帳を用いて行われた不正な解約または書替継続による払戻し(以下、本条において「当該払戻し」という。)については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当金庫に対して当該払戻しの額およびこれにかかる利息に相当する金額の補てんを請求することができます。

なお、本条は個人の預金者のみの取扱いとさせていただきます。

- ①通帳の盗難に気づいてからすみやかに、当金庫への通知が行われていること
- ②当金庫の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること
- ③当金庫に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること

- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の30日(ただし、当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前の日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる利息に相当する金額(以下「補てん対象額」といいます。)を前条本文にかかわらず補てんするものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当金庫が善意無過失であることおよび預金者に過失(重過失を除く)があることを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当金庫への通知が、この通帳が盗取された日(通帳が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳を用いて行われた不正な解約または書替継続による払戻しが最初に行われた日。)から、2年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。

- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てんしません。

- ①当該払戻しが行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること

- A 当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと
- B 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと
- C 預金者が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと

- ②通帳の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと

- (5) 当金庫が当該預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行

った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、預金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。

- (6) 当金庫が第2項の規定にもとづく補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金にかかる払戻請求権は消滅します。
- (7) 当金庫が第2項の規定により補てんを行ったときは、当金庫は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳を用いて不正な解約または書替継続による払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

15.【即時支払】

- (1) 次の各号のひとつにでも該当した場合に貸越元利金等があるときは、当金庫からの請求がなくても、それらを支払ってください。
 - ①支払いの停止または破産、民事再生手続開始の申立があったとき
 - ②相続の開始があったとき
 - ③第10条第1項第2号により極度額を超えたまま6か月を経過したとき
 - ④住所変更の届出を怠るなどにより、当金庫において所在が明らかでなくなったとき
- (2) 次の各場合に貸越元利金等があるときは、当金庫からの請求がありしだい、それらを支払ってください。
 - ①当金庫に対する債務のひとつでも返済が遅れているとき
 - ②その他債権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき

16.【解約等】

- (1) 普通預金口座を解約する場合には、この通帳および届出の印章を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、この取引は終了するものとし、貸越元利金があるときはそれらを支払ってください。なお、この通帳に預積金の記載がある場合で、預積金の残高があるときは、別途に預積金の証書(通帳)を発行します。
- (2) 前項に定める届出の印章の持参は、個人である預金者本人による手続きの場合に限り、当金庫が認めたときは、本人の署名によってこれに替えることができます。
- (3) 前条各項の事由があるときは、当金庫はいつでも貸越を中止または貸越取引を解約できるものとします。

17.【差引計算等】

- (1) この取引による債務を履行しなければならない場合には、当金庫は次のとおり取扱うことができるものとします。
 - ①この取引の預積金については、その満期日前でも貸越元利金等と相殺できるものとし、また、相殺できる場合は事前の通知および所定の手続きを省略し、この取引の預積金を払戻し、貸越元利金等の弁済にあてることもできるものとします。
 - ②前号により、なお残りの債務がある場合には直ちに支払ってください。
- (2) 前号によって差引計算等をする場合、債権債務の利息および損害金の計算については、その期間を計算実行の日までとし、預積金の利率はその約定利率とします。

18.【譲渡、質入れの禁止】

- (1) 普通預金、預積金その他のこの取引にかかるいっさいの権利およびこの通帳は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

19.【保険事故発生時における預金者・積金契約者からの相殺】

- (1) この預積金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が

生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預積金が第9条第1項により貸越金の担保となっている場合にも同様の取扱いとします。

- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続によるものとします。
 - ①相殺通知は書面によるものとします。通帳は届出印を押印した払戻請求書とともに通知と同時に当金庫に提出してください。
 - ②複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定してください。ただし、相殺により貸越金が新極度額を超えることとなるときは、新極度額を超える金額を優先して貸越金に充当することとします。
 - ③前号の充当の指定のない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。
 - ④第2号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができます。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ①預積金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定利率(定期積金の利率は約定年利回り)を適用するものとします。
 - ②借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

20.【未利用口座管理手数料】

- (1) 未利用口座管理手数料は、当金庫ホームページで公表する対象口座に対して適用します。
- (2) この預金口座は、別途定める一定の期間、預金者による所定の利用がない場合には、未利用口座となります。詳細は、当金庫ホームページをご参照ください。
- (3) この預金口座が未利用口座となり、かつ残高が別途定める一定の金額を超えることがない等所定の要件(当金庫ホームページをご参照ください。)を満たす場合には、当金庫はこの預金口座から払戻請求書等によらず、当金庫の定める未利用口座管理手数料の引き落としを開始することができるものとします。また、残高不足等により未利用口座管理手数料の引き落としが不能となった口座については、残高を未利用口座管理手数料の一部として充当し、通知をすることなく当金庫所定の方法により解約することができるものとします。
- (4) 一旦引き落としになり、お支払いいただいた未利用口座管理手数料については、ご返却いたしません。

(5) 前項の規定により解約された「未利用口座」を再利用することはできません。

21. 【規定の適用】

この規定に定めのない事項については「預金・積金共通規定」により取扱います。